

令和3年度学校薬剤師研修会

令和3年11月21日(日)
公益社団法人大分県薬剤師会
検査センター

学校環境衛生活動の法的根拠

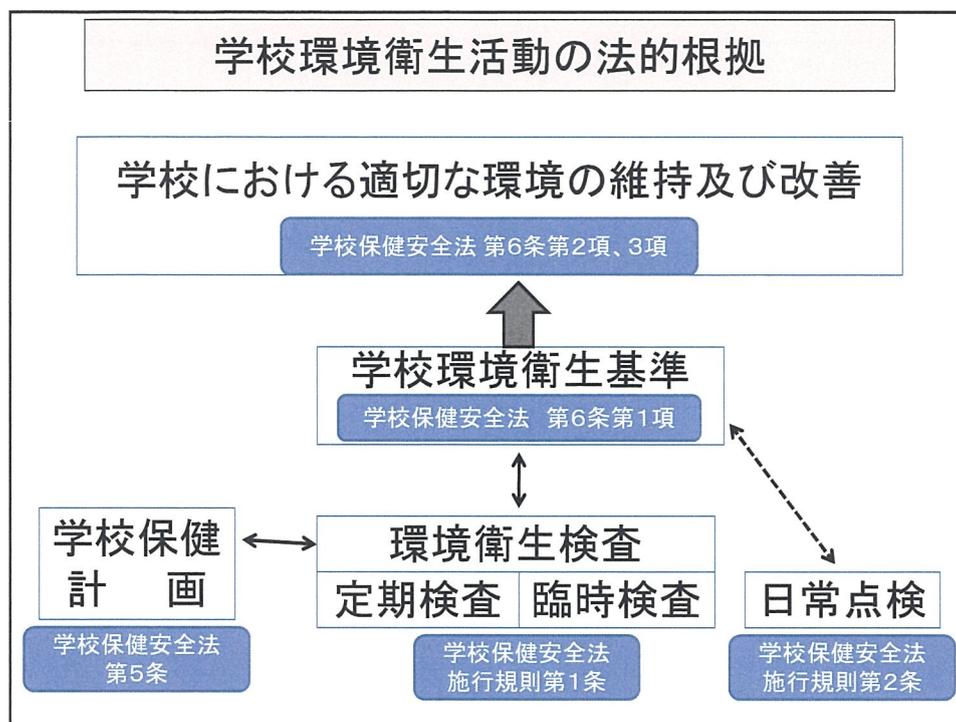
<学校保健安全法>

(学校保健計画の策定等)

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、**環境衛生検査**、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境衛生基準)

第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（～中略～）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「**学校環境衛生基準**」という。）を定めるものとする。



- 学校環境衛生基準**
- 第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準
 - 第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準
 - 第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準
 - 第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準
 - 第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準
 - 第6 雑則

学校環境衛生基準

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

- (1) 水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く。)の水質
- (2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質
- (3) 専用水道(水道水を水源とする場合を除く。)及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質
- (4) 雑用水の水質
- (5) 飲料水に関する施設・設備
- (6) 雑用水に関する施設・設備

学校環境衛生基準

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準 (1) 水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く。)の水質

検査項目	基準
ア. 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
イ. 大腸菌	検出されないこと。
ウ. 塩化物イオン	200mg/l以下であること。
エ. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。
オ. pH値	5.8以上8.6以下であること。
カ. 味	異常でないこと。
キ. 臭気	異常でないこと。
ク. 色度	5度以下であること。
ケ. 濁度	2度以下であること。
コ. 遊離残留塩素	給水における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l以上保持するように塩素消毒すること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/l以上とする。

学校環境衛生基準

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準
(1)水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く。)の水質

検査頻度



毎学年1回



貯水槽の系統ごとに行う

学校環境衛生基準

- 第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準
- 第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準
- 第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準
- 第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準
- 第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準
- 第6 雑則

学校環境衛生基準

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

教室等の環境

飲料水等の水質及び施設・設備

学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等

水泳プールの管理

学校環境衛生基準

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

飲料水等の水質及び施設・設備

- (ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が 0.1mg/L 以上保持されていること。
ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が 0.2mg/L 以上保持されていること。
- (イ) 給水栓水については、**外観、臭気、味**等に異常がないこと。
- (ウ) **冷水器等**飲料水を貯留する給水器具から供給されている水についても、給水栓水と同様に管理されていること。

毎授業日に点検が必要

学校環境衛生基準

- 第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準
- 第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準
- 第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準
- 第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準
- 第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準
- 第6 雑則

学校環境衛生基準

第6 雑則

- 1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、**臨時に必要な検査**を行うものとする。
 - (1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
 - (2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
 - (3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
 - (4) その他必要なとき。
- (2～4 省略)

